

# 掛川市景観条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 景観計画（第7条 - 第10条）
- 第3章 法に基づく行為の規制等（第11条 - 第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木
  - 第1節 景観重要建造物（第19条 - 第23条）
  - 第2節 景観重要樹木（第24条 - 第28条）
- 第5章 地区における景観の形成（第29条 - 第33条）
- 第6章 表彰及び技術的援助等（第34条・第35条）
- 第7章 掛川市景観審議会（第36条 - 第38条）
- 第8章 雑則（第39条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して良好な景観の実現を図り、もって地域資源を活かした個性的で魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### （基本理念）

第3条 良好な景観の形成は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 景観が長い年月をかけて生まれ、形成されるものであることを認識し、長期的な視野の下、段階的かつ継続的に推進されなければならないこと。
- (2) 自然的景観、歴史・文化的景観その他の営みにより守られ、育まれてきた本市の原風景の保全に努め、次世代に継承しなければならないこと。
- (3) 良好な景観は、都市の個性を豊かにし、魅力を高める地域資源であることを認識し、本市及び本市が属する地域の特性に根ざした景観の探求及び創造に努めなければならないこと。
- (4) 人々の生活がまち並みに活気を与えていることを踏まえ、人が活動する様子を景観の重要な

要素として捉えなければならないこと。

(5) 景観の保全及び整備は、市民、事業者及び市の協働により推進することとし、本市に係るすべての者が、それぞれの役割及び責任を認識しつつ、主体的に取り組まなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施をするに当たっては、市民又は事業者の意見又は要望が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

4 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的役割を担うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第7条 市長は、法第8条第1項の景観計画(以下「景観計画」という。)に同条第2項各号に定める事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、景観計画の区域内にあって地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するため特

に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項第3号に掲げる事項について、重点地区ごとに定めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区の区域内における良好な景観形成を図るために必要な施策を実施するものとする。
- 4 市長は、掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）第9条第1項の規定により指定した特別計画協定区域（以下「協定区域」という。）について同条例第8条第1項の規定により締結されたまちづくり計画協定に、良好な景観の形成に関する事項（以下「計画協定事項」という。）が定められているときは、当該協定区域を重点地区として指定し、当該計画協定事項を当該重点地区における法第8条第2項に規定する事項として定めるよう努めなければならない。

（眺望点）

第9条 市長は、本市の区域内にある公共の場所（公有地及び公共施設に限る。以下同じ。）のうち、本市に特有の優れた景観を眺望できる場所であって特にその眺望を保全する必要があると認めるものを眺望点として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により眺望点を指定したときは、その旨を告示するとともに、景観計画に位置付けるものとする。
- 3 市長は、眺望点を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。
- 4 第2項の規定は、眺望点の変更及び解除について準用する。

（市民等による眺望点の指定の提案）

第10条 本市の区域内にある公共の場所のうち、本市に特有の優れた景観を眺望できる場所であって特にその眺望を保全する必要があると認めるものについて、市民又は法第92条第1項の景観整備機構は、市長に対し、眺望点として指定するよう提案することができる。

- 2 市長は、前項の規定による提案が行われたときは、遅滞なく、眺望点の指定をする必要があるかどうかを判断し、当該眺望点の指定をする必要があると認めるときは、当該提案に係る場所を眺望点として指定するものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により眺望点の指定をする場合について準用

する。

### 第3章 法に基づく行為の規制等

(届出を要する行為等)

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 切土、床掘その他の土地の掘さく又は埋土若しくは盛土をする行為のうち規則で定めるもの
- (2) 砂利(砂及び玉石を含む。)の採取(洗浄を含む。)をする目的で行う土地の区画形質の変更のうち規則で定める規模のもの

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

3 法第16条第1項の条例で定める事項は、当該行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。)並びに当該行為の完了予定日とする。

4 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出に係る添付図書)

第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 当該行為に係る計画の概要を記載した書類
- (2) 建築物又は工作物の色彩が施された4面以上の立面図
- (3) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値が表示された外部仕上げ表
- (4) 景観計画に定められた当該行為に関する制限に適合しているかどうかを確認する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為(規則で定める工作物に係る行為に限る。)のうち規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの

2 前項各号の規則で定める行為及び同項第2号の規則で定める工作物は、景観計画の区域内にお

いて定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(行為の完了の届出)

第15条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告の手続)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(必要措置命令の手続)

第18条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

##### 第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等の手続)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第20条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置

をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第21条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 景観重要建造物の敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

(必要措置命令等の手続)

第22条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第23条 市長は、法第26条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第2節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等の手続)

第24条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第25条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第26条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の防除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定める措置を講ずること。

(必要措置命令等の手続)

第27条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第28条 市長は、法第34条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第5章 地区における景観の形成

(景観地区の設定の手続)

第29条 市長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするとき、又は景観地区について都市計画に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(準景観地区の指定の手続)

第30条 市長は、法第74条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協定の認可の手続)

第31条 市長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴くものとする。

( 景観整備機構の指定の手續 )

第32条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ、第36条の掛川市景観審議会の意見を聴かなければならない。

( 地区景観まちづくり協議会 )

第33条 市長は、一定の地域における良好な景観の形成を推進するための活動を行うことを目的として組織された団体で、当該地域における良好な景観の形成に寄与すると認めるものを地区景観まちづくり協議会として認定することができる。

2 前項の規定による地区景観まちづくり協議会の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件として行うものとする。

(1) その活動が当該地域における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的とするものであること。

(2) 当該地域内に存する土地、建築物等（建築物及び規則で定める工作物をいう。以下同じ。）又は広告物等（屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。以下同じ。）の所有者等の多数により組織されるものであること。

(3) その活動が当該地域内に存する土地、建築物等又は広告物等に関することに限られたものであること。

(4) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。

3 地区景観まちづくり協議会は、その名称中に地区景観まちづくり協議会という文字を用いなければならない。

4 市長は、第1項の規定により認定した地区景観まちづくり協議会が第2項に規定する要件を欠くに至ったときその他地区景観まちづくり協議会として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

## 第6章 表彰及び技術的援助等

( 表彰 )

第34条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認める者を表彰することができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認める建築物等、広告物等その他の物件について、その所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）、設計者その他の関係者を表彰することができる。

( 技術的援助等 )

第35条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等並びに地区景観まちづくり協議会その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う者に対し、その保存又は活動のために必要な技術的援助その他必要な支援を行うことができる。

## 第7章 掛川市景観審議会

### (設置)

第36条 市長は、良好な景観の形成の円滑な推進を図るため、掛川市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (審議事項)

第37条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、良好な景観を形成するために市長が必要があると認める事項について審議し、答申する。

2 審議会は、この条例に規定するもののほか、良好な景観の形成に関し市長に意見を述べることができる。

### (組織等)

第38条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前5項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 雑則

### (委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。